

平成20年5月1日

住宅サッシ取り扱い事業所 様
加盟メーカー 様

社団法人 日本サッシ協会
住宅サッシ委員会

戸建住宅における「サッシ納材」と建設業法上の 「建具工事」の区分について

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省においては耐震偽装事件を受けて建築物の安全性確保をはかるため建設業法の強化及び遵守についての指導を行っています。

平成19年6月に国土交通省総合政策局建設業課から「建設業法令遵守ガイドラン」や「一括下請負の禁止についてとそのQ&A」が示され、戸建住宅における加盟メーカーや住宅サッシ取扱事業所が行っている「サッシ納材」と建設業法上の「建具工事」との区分について、現場で混乱が生じている事例が発生しています。

加盟メーカーや住宅サッシ取扱事業所におかれましては、以下の区分について、十分に認識して頂くとともに、法令順守のため建設業法に則した対応をお取り頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 建設業法上「建具工事」として扱われない範囲について

(工事ではないので、一括下請負の対象とはなりません)

- ①戸建住宅に製品を指定場所に搬入する行為
- ②戸建住宅で製品の建物本体との取付は建設業者が行い、付随する部品の取付・調整を行う行為
・建具の納材に関わる、シャッター取付、障子吊り込み、後付け面格子取付、窓手摺取付等の取付作業は工事ではありません。

2. 建設業法上「建具工事」となる場合の一括下請負の全面的禁止対象外となる要件

- ①書面による承諾や、実質的に関与する場合は一括下請負とはなりません。
・書面による承諾は、物件単位の工事請負契約書又は、基本取引契約書と注文書、請書を取り交わして下さい。
・実質的に関与する場合
「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工管理の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいいます。

以上